



26. DEC. 2022

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏 名
N A M E

HOANG VAN TUYEN

国籍・地域
NATIONALITY/REGION

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the above mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

記

機 関 名 有限会社山崎築炉

本店所在地 福岡県北九州市八幡東区祇園原町12番5号



日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT